

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年(2013年)8月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

町田市子どもセンター条例（平成11年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1センターの部ぱおの項の次に次のように加える。

ただON	町田市忠生一丁目11番地1
------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

町田市子どもセンター条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
センター	略	略	センター	略	略
	ぱお	町田市相原町2, 025番地2		ぱお	町田市相原町2, 025番地2
	<u>ただON</u>	町田市忠生一丁目11番地1	略	略	略
略	略	略	略	略	略